

埼玉県公安委員会規程第4号

自動車運転免許の技能試験官の指定に関する規程を次のように定める。

昭和40年10月27日

埼玉県公安委員会委員長

自動車運転免許の技能試験官の指定に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第24条第8項の規定により、道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条第1項第2号に定める自動車運転免許試験（以下「技能試験」という。）に従事する者（以下「技能試験官」という。）の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(技能試験官の指定)

第2条 技能試験官は、交通部運転免許本部運転免許課及び同部運転免許本部運転免許試験課に勤務する警察官及び一般職員（警察官以外の職員をいう。）のうちから指定するものとする。

(指定基準)

第3条 技能試験官として指定する場合の基準は、次のとおりとする。

- (1) 年齢25歳以上の者であること。
- (2) 巡査部長以上の階級にある警察官又は主任以上の職にある事務職員若しくは技術職員であること。
- (3) その者が従事する技能試験に用いられる自動車に係る運転免許（仮免許を除く。）を現に受けており、かつ、普通自動車、準中型自動車又は大型自動車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。ただし、大型自動二輪車又は普通自動二輪車に係る免許についての試験にあつては、大型自動二輪車又は普通自動二輪車の運転経験の期間が通算して3年以上の者であること。
- (4) 交通の方法に関する教則の内容となつている事項に関する知識、技能試験の実施に関する知識、自動車の運転技能の評価方法に関する知識、技能試験官として必要な運転技能及び自動車の運転技能に関する採点方法等必要な知識を有する者であること。

2 前項第2号の規定によりがたい特別の事情がある場合においては、前号の規定によらないことができる。

(教養)

第4条 交通部運転免許本部運転免許課長及び同部運転免許本部運転免許試験課長は、次により技能試験官に係る教養を行うものとする。

- (1) 技能試験官として新たに指定される者（以下「新規指定者」という。）及び技能試験官の職から離れていた者で技能試験官として再度指定されるもの（以下「再指定者」という。）に対しては、別表に掲げる区分に応じて教養を行うこと。ただし、交通警察業務について相当の経験を有する者が、教養を受けようとする場合には、適宜、教養の科目及び時間の一部を省略することができる。
- (2) 技能試験官に対しては、技能試験の実施に必要な事項について、月10時間以上の教養を行うこと。

(証票の交付)

第5条 第2条の規定により指定した技能試験官に対しては、別記様式の証票を交付するものとする。

(証票の返納)

第6条 指定を受けた技能試験官は、退職、配置替その他の理由により技能試験官でなくなつたときは、前条の規定により交付された証票を速やかに公安委員会に返納しなければならない。

附 則

この規程は、昭和40年10月27日から施行し、昭和40年9月1日から適用する。

附 則（昭和43年4月17日公安委員会規程第1号）

この規程は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月11日公安委員会規程第1号）

1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際、現に改正前の自動車運転免許の技能試験官の指定に関する規程に基づき指定されている技能試験官は、別に指示のない限り、この規程の規定により指定された者とみなす。

附 則（昭和63年12月21日公安委員会規程第6号）

この規程は、昭和64年1月1日から施行する。

附 則（平成6年4月27日公安委員会規程第3号抄）

1 この規程は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成8年8月23日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成8年9月1日から施行する。

附 則（平成14年3月26日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年5月22日公安委員会規程第4号）

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成19年5月29日公安委員会規程第3号）

この規程は、平成19年6月2日から施行する。

附 則（平成22年3月12日公安委員会規程第2号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月9日公安委員会規程第7号）

この規程は、平成29年3月12日から施行する。

項目	科 目	指 定 種 别	
		新規指定者	再 指 定 者
一般教養	運転免許制度の教養	2 時間以上	—
	試験官の心構え	2 ヶ	2 時間以上
	運転免許事務の概要	3 ヶ	—
	運転心理	3 ヶ	—
	計	10 ヶ	2 ヶ
基礎教養	交通の方法に関する教則の内容となつてゐる事項に関する知識	60 ヶ	4 ヶ
	自動車の構造及び取扱いの方法	20 ヶ	3 ヶ
	自動車の安全な運転に関する知識	50 ヶ	4 ヶ
	試験官として必要な自動車の運転技能	90 ヶ	8 ヶ
	運転免許試験に関する法令等の知識	30 ヶ	2 ヶ
	計	250 ヶ	21 ヶ
実務教養	技能試験の実施に関する知識	20 ヶ	3 ヶ
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	150 ヶ	15 ヶ
	自動車の運転技能に関する採点方法	120 ヶ	10 ヶ
	試験実施基準に関する知識	130 ヶ	12 ヶ
	計	420 ヶ	40 ヶ
合 計		680 ヶ	63 ヶ

別記様式（第5条関係）

No.	証	票	
	所 属	名	
	階 級 氏		
上記の者は、道路交通法施行規則第24条第8項の規定による指定を受けた の運転免許の技能試験官であることを証する。			
年 月 日			
埼玉県公安委員会			印
			